

健保の被扶養者・再確認書類は、6月中旬までに労保年更書類と一緒に回収します。(関与先)
毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく!



「税理士の紹介で乙氏が来た時はてっきり許可や経審を扱う行政書士の資格者かと思っていたが実際は社労士で、後日打合せに来たのは別人の行政書士だった…」と事務員は不安げに話してくれました。社労士乙氏は「大分会社設立サポートセンター」でHPを開設。目を引く太字が踊っています。「会社設立の専門家集団があなたの会社設立を親身にサポート!」の下に「最短

**助成金最大
2700万円? 誇大広告のHP!
要注意!**

3日で対応! 設立手数料実質0円で会社設立可能です! と大きな見出し。しかし、よく読むと「当社手数料通常価格80,000円をキャンペーン価格29,000円」とあり、別のページには「通常価格57,800円と記載。更に驚くのは

「助成金最大受給2700万円!」と国の「地域雇用開発助成金」

が、郡部の地域で創業に際し20人以上雇用し5千万円以上設備に掛けた時に1年毎に900万円を3年間、計2700万円支給する事を大げさに書いている点です。誇大広告は結果、信用を失う事に…。



「私一人で合同会社を設立したい。ネットで調べたら、紙でなくて電子定款だと印紙4万円が不要との事。それは行政書士に頼むといい…と書いてあるが出来るか?」とA氏から問い合わせがありました。答はもちろんOKですがネットを調べてみると、意外な事が…。「合同会社設立ならPROにお任せ」「〇〇行政書士事務所・全国対応・電子定款で合同会社設立」「合同会社ナビ21,000円で書類作成! 自身でするより19,000円もお得」

**定款印紙代
4万円カット
自分で出来る
電子署名**

といったHPが沢山あります。共通しているのは定款に電子署名を施すのは専門の行政書士等でないと出来ないかのような表現です。ご自身で電子証明書を取得する事もできます。セコムや

商工会議所など証明書を発行する所は幾つかあります

が、一番安く手取り早いのは①市町村の住基カードに②証明書をプラスする方法です。①②共500円で計千円! ちなみに3年間は有効。ご検討を!



当事務所では、毎週金曜日の朝9時~10時にミーティングを行います。ご協力をお願いします。
★「弁護士・西馬、成功のヒント!」を毎週火曜日の夕方6:15、OBSラジオで放送中!★